

日中活動事業所はどんなところでしょうか？

<仕事の場>

- ・メンバーのことを社員と呼びます。
- ・社会的労働に参加する場です。
- ・仕事は社会人としての義務です。
- ・「仕事をしない」という選択肢はありません。
- ・経済的自立を目指す場です。
- ・一般就労・福祉的就労など適材適所の社会的労働に向けて活動します。
- ・障害の種別や程度を問わず社会的労働を追求します。
(社会的労働とは、ボランティア活動も含め、人の役に立つ活動です)
- ・一人ひとりに合っている仕事かどうかを大切にします。
- ・社会のルール、職場のルールを守ることは当たり前のことです。
- ・職場のルールを守り、仕事に対しては職員の指示に従ってもらいます。
- ・職場や社会のルールから逸脱した場合、強い支援で対応することがあります。
- ・社員の気持ちを大切に、必要以上に職員が手を出すことはしません。
- ・障害が故に苦手なことに対して、何かを教えたり訓練をしたりする場所ではありません。
- ・基本的にはTEACCHプログラムの様に、先回りした支援はしません。
- ・ただし、本人の希望や本人にとって必要だと判断した場合は、指導や訓練を行います。
- ・余暇は法人内の別の事業で支援をします。
- ・契約利用料はありません。給料を支給します。

<自己判断、自己決定、自己責任>

- ・基本的には自分のことは自分で決めてもらいます。
- ・ただし、仕事に関しては、基本的に職員の指示に従ってもらいます。
- ・取り返しのつかない危険が伴い自分で解決できないような場合は職員が支援します。
- ・書類等の説明は本人に行います。必要に応じて家族へも説明します。
- ・サインが必要な場合は本人にサインをしてもらいます。

<心の安定>

- ・社会的労働にあたり、心の安定が必要です。
- ・心の安定に向けた対応が必要な方には、活動内容や勤務時間など柔軟に対応します。
- ・必要に応じて、心の頓服薬（強い支援）を処方することもあります。

<通勤・外出に関して>

- ・基本的には自力通勤とします。（必要に応じて送迎対応も検討します）
- ・仕事の帰りに遊んで帰ることも自由です。

(他人に迷惑をかけたり、取り返しのつかない危険を伴ったり、自分で解決できないような問題が発生した場合は職員が支援をします)

<休憩時間について>

- ・休憩時間の過ごし方は各自で決めてもらいます。
- ・昼食は持参する、買いに行く、弁当を注文する、外食をするなど自由です

<家庭との連携>

- ・基本的には担当の職員が窓口となって行います。
- ・連絡事項は基本的には本人への連絡とします。
- ・家族とのコミュニケーションは大切にします。
- ・ただし、本人の様子を細かく伝え合うことはしません。
- ・連絡帳の交換等を行いません。
- ・ただし本人にとって必要な場合には一時的に情報を密に共有する場合があります。